

ゴール 15 の達成に向けた JICA の取組方針

ゴール 15：生態系の保護、回復、持続可能な使用の促進、森林管理、砂漠化への対処、土地劣化の停止と回復、生物多様性の損失の阻止

1. 現状認識

(1) 取り組みの必要性

1992年のリオ・サミット後、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）、生物多様性条約（UNCBD）、砂漠化対処条約（UNCCD）の3条約が締結・発効し、国際的な取り組みが大きく進展した。しかしながら、経済のグローバル化の進展、新興国・開発途上国の急速な経済発展等により、世界の環境はむしろ急速に悪化している。

自然環境の悪化及びそれを通じた気候変動を食い止める取り組みは、開発途上国の貧困層を包摂した質の高い成長を遂げるためにも不可欠であり、引き続き国際社会として取り組んでいくべき課題である。

(2) 我が国の取り組み

我が国は2015年11月のUNFCCC/COP21¹に向けて「開発途上国支援とイノベーションからなる二つの貢献」の理念の下、「美しい星への行動2.0」を発表。生物多様性に関して、2012年に「生物多様性国家戦略」を発表し、2020年までに保全活動拡大、生物多様性の持続可能な利用、主流化に取り組む政策を表明した。

我が国は、江戸時代、森林の利用が進み、森林率は約50%まで低下したが、明治時代以降、森林関連の制度制定・技術進歩に伴い、約70%まで回復させた経験を有する。木材生産のみならず、防災（治山）、生物多様性保全、地球温暖化防止の機能を果たす森林管理技術を有する。また我が国の優れた衛星技術は、開発途上国の熱帯林管理のみならず、農業・食料安全保障、災害、気候変動の観測等に大いに活用されている。

(3) JICA の強み

JICAは、我が国の優れた技術や経験を生かすため科学技術協力（SATREPS）や宇宙研究開発機構（JAXA）、森林総合研究所や大学・民間企業などとオールジャパンの連携体制を構築しており、開発途上国での協力現場の課題に対し、技術協力により政策・制度提言や、森林や保護区等での協働管理体制の構築、森林管理ツールの提供など、総合的なキャパシティ・ディベロップメントを実施すると同時に、円借款による森林保全事業を面的に展開している点が強みである。こうした取り組みを強化し国際社会に発信するため、生物多様性事務局、ラムサール条約事務局、国際熱帯木材機関等と協力協定を締結している。

¹ 国連気候変動枠組条約第21回締約国会合

2. 注力するターゲット

ゴール15には9つのターゲットがある（実施手段に関するターゲットa, b, cを除く）が、我が国の取り組み及びJICAの自然環境保全分野における協力実績と強みを踏まえ、以下の関係の深い4つのターゲットに積極的に貢献すべく、多様なアクターとの連携により、あらゆる開発資金を動員し、日本が誇る技術を活用して、全ての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めていく。

注力するターゲット	選定理由・アプローチ等
15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に従って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	JICAは、森林保全・植林・育種などの技術協力及び、無償資金協力及び円借款で、面的な展開を実施した実績を有する。加えて、保護区管理や湿地にかかる技術協力も実施しており、2000年以降の約1,454万haの保全・回復・持続的利用に貢献。更に、気候変動枠組条約の議論を踏まえ、2010年より、森林保全のためのインセンティブであるREDD+ ² の準備段階を展開しており、他の国際機関とも連携の上、今後の国際社会の気候資金及び民間資金を活用した保全活動に一層の貢献を行う。今後は、保護区周辺地域におけるグリーン経済開発を一層推進する。
15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。	JICAは、主にアフリカにおいて、砂漠化対処・土壌保全事業の実績を有する。アフリカ開発会議（TICAD VI）において、JICAは各国と連携の上、砂漠化対処に関するイニシアティブを立上げ予定であり、他国際機関等と連携の上、貢献を行う。
15.3 2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。	JICAは、現場での保護区管理の現場での経験を国や地域の政策・制度・計画に反映させる取り組みを行ってきた実績を有する。引き続き、生態系支払サービスへの支払いや遺伝資源の利用と分配などを含め保護区管理に一層の貢献を行う。
15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。	JICAは、現場での保護区管理の現場での経験を国や地域の政策・制度・計画に反映させる取り組みを行ってきた実績を有する。引き続き、生態系支払サービスへの支払いや遺伝資源の利用と分配などを含め保護区管理に一層の貢献を行う。

² 「途上国における森林減少・森林劣化に由来する排出の抑制、並びに森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増強」もしくは資金メカニズムを指す。

3. 実現のための重点的取り組み

(1) 取り組みの基本方針

①我が国の気候変動対策（特に二国間クレジット（JCM））への貢献

- 日本の民間事業者が実施する JCM-REDD+事業との連携により、森林管理を強化すると同時に我が国の民間企業の排出権クレジット獲得を支援する（我が国の温室効果ガス排出削減の国際公約の達成にも貢献）。
- REDD+の枠組みの普及のために JICA が中心となり、産官学と連携して設立した「森から世界を変える REDD+プラットフォーム」の活動を強化し、上記取り組みに貢献（2016年7月現在、85団体が加盟）。

②国際社会の気候資金等との組み合わせによる森林管理の強化

- JICA 技術協力により、相手国の制度整備や計画づくりを支援することにより、同国の緑の気候基金（GCF）、中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI）、世銀炭素パートナーシップファシリティ（FCPF）等へのアクセスを支援する。
- 国際社会の REDD+資金の多くが、「成果払い」のため、同資金ギャップ解消のため、無償・円借款等の実施による森林管理活動の実施を支援する。

③日本の優れた技術の活用

- 2015年12月の UNFCCC/COP21 において JAXA と共に発表した我が国の陸域観測衛星（ALOS2）を活用した「JICA/JAXA 熱帯林監視システム」の運用を早期に開始し、熱帯林全体（52か国）の森林ガバナンスの改善に資する。

④地域機関（RECs）支援及び域内協力の推進（点から面への協力展開）

- 協力ニーズは高いものの、予算等の制約から、自然環境保全分野のプロジェクトレベルの協力が困難であった中南米及びアフリカ諸国に対し、地域機関との連携を通じた、技術や経験の共有による能力強化の支援を実施する。具体的には、アフリカ開発共同体（SADC）及び中部アフリカ森林協議会（COMIFAC）、中米統治機構（SICA）、アマゾン流域機構（ACTO）を想定。

⑤留意事項

- 事業の成果が、女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者に届くようするため、参加型計画立案、知識管理及び能力構築の取り組みを強化。
- リオ3条約の COP や各種国際会議において JICA の貢献を積極的に発信。

(2) 主要取り組み課題とプログラム展開(主要対象国)・数値目標

①気候変動資金を活用した持続的森林管理強化 ターゲット 15.1+15.2

(※ゴール13にも貢献)

アジア・大洋州プログラム ： REDD+について、各国の実施能力強化を支援すると共に、JCM 等日本の民間資金及び国際社会の気候資金による事業に結び付け、地球温暖化対策に貢献	インドネシア、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー、PNG、インド (計7か国)
アマゾンプログラム ：世界最大の熱帯林アマゾン	ブラジル、ペルー、コロンビ

において、各国及びアマゾン流域管理機構（ACTO）との連携のもと違法伐採監視による森林管理強化及び REDD+方法論研究等を推進	ア+ACTO 諸国 (計 8 か国)
アフリカプログラム ：世界第 2 位の熱帯林を擁するコンゴ盆地等の国を中心に REDD+実施能力の強化及び国際社会の気候資金による事業展開を目指す。各国及び COMIFAC 及び SADC を通じた地域展開	エチオピア、ケニア、ボツワナ、モザンビーク、コンゴ民、ガボン、カメルーン+SADC/COMIFAC諸国 (計26か国)

【2020年までの定量的目標】

- 支援対象面積 延べ約750万km² (REDD+、森林調査、保全林造成等)
- REDD+計画対象地域の約75万km²で見込まれる排出削減量 7,500万CO₂t

②持続的自然資源利用による脆弱なコミュニティの生計向上 **ターゲット15.3**

サヘル砂漠化対処・レジリアンス強化プログラム ： UNCCD や他の国際機関と連携し、土壌保全対策等による食糧安全保障について、対象国間の技術・経験共有、資金へのアクセス改善等を支援 (TICADVI 関連)	エチオピア、ケニア、ジブチ、セネガル、ブルキナファソ、ニジェール、マリ+サヘル諸国 (計19か国)
土壌保全・生計向上支援プログラム ：流域管理及び生産性維持のための土壌保全活動。また、コーヒー、果樹、蜂蜜などの非木材林産物による生計向上活動を促進することにより、自然資源の持続的利用を図る。民間連携による産品の高付加価値化・バリューチェーン構築も支援	ソロモン、キルギス、ネパール、ホンジュラス、パラグアイ、エチオピア、マラウイ、マダガスカル、イラン (計9か国)

③保護区及びバッファゾーン管理を通じた生物多様性保全 **ターゲット15.1+15.9**

湿地含む陸域保護区管理プログラム ：保護区設定・拡大などの政策支援や生態系サービスへの支払いなどを積極的に支援するとともに、地域住民等との協働による保護区の適切な管理モデル構築	マレーシア、ベトナム、モンゴル、ウガンダ、イラン (計5か国)
中米プログラム ：生物多様性ホットスポットである中米地域において、中米統治機構（SICA）を中心とした、地域協力をコアとして、域内の生物多様性保全を強化	メキシコ、コスタリカ、ホンジュラス、エルサルバドル+SICA諸国 (計9か国)
中部アフリカプログラム ：豊かな生物多様性を有するコンゴ盆地の国を対象に、保護区の管理能力強化と遺伝資源の活用を支援。我が国の技術や他国での協力経験につき COMIFAC 等を通じて共有。	カメルーン、ガボン+COMIFAC 諸国 (計10か国)

以上